

身体障害者相談員設置要綱

平成13年3月21日制定

(目的)

第1条 身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。

(委託)

第2条 市長は、福祉事務所の長の推薦のあった者（ただし、前年度から引き続き委託する者は、この限りではない。）のうちから適当と認められる者に対して第4条に掲げる業務を委託するものとする。

(推薦)

第3条 福祉事務所の長は、相談員を推薦しようとする場合は、人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障害のある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実状に精通している者であって、原則として身体障害者のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

(業務)

第4条 相談員は、次の各号に掲げる業務を委託されるものとする。

- (1) 身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障害のある者に対する県民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。

(5) その他前各号に付帯する業務を行うこと。

(活動費の支弁)

第5条 市は、毎年予算の範囲内で活動に関する経費を支弁する。

(関係機関との連携)

第6条 相談員は、その業務を行うに当たっては、福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(業務の委託期間)

第7条 相談員の業務委託期間は1年とする。

(業務委託の解除)

第8条 市長は、相談員が次の各号の一に該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合

(3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(その他)

第9条 市長は、相談員に次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) その業務を行うに当たって相談員であることを証明する証票を携帯すること。

(2) 年1回以上の研修を受けること。

(3) この事業を行うため、ケース記録その他の帳簿を整備すること。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。